

袋井市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る競争入札の公正性、透明性及び公平性を確保するため、設計違算が生じた場合の取扱い及び入札に参加した者が設計単価入り設計書の閲覧及び積算疑義上の申立てを行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計単価入り設計書 予定価格を定めるために作成した設計単価及び数量を明示した設計図書等をいう。
- (3) 積算疑義 設計単価入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (4) 設計違算 設計図書等における、単価の誤り、数量の誤り、費用の計上誤り等により、予定価格に変更が生じる場合をいう（設計図書等における積算数量等の不整合は除く。）。
- (5) 入札参加者 積算疑義の対象となる入札に参加し、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出した者をいう。
- (6) 設計図書等 入札公告から競争参加資格確認申請の締切りまでに公表した設計書類をいう。
- (7) 落札候補者 低入札調査対象工事にあつては、予定価格以下で失格基準価格以上の最低価格入札者を、最低制限価格設定工事にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低の価格で入札した者をいう。

(開札前の対応)

第3条 入札の公告をした後、開札前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、設計違算（設計単価入り設計書を確認しなければ確認できないものを除く。）

の内容及び金額の誤りが、袋井市建設工事設計変更事務処理要領(平成17年袋井市訓令第37号。)第6条第2項に規定する軽微な設計変更に該当する場合は、当該設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に周知することにより、入札を続行することができる。

(開札後の対応)

第4条 開札後、落札者の決定をする前までに設計違算が判明した場合は、設計違算を補正して、設計し直した設計書に基づき、落札候補者を決定し、当該入札事務を続行する。

(落札者の決定後の対応)

第5条 市長は、落札者の決定以後に、設計違算が判明しても、落札決定の取消しを行わないものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約締結後に設計違算が判明しても、契約を解除しないものとする。

(疑義申立ての対象)

第7条 積算疑義の申立て(以下「疑義申立て」という。)の対象は、電子入札システムにより市が発注する建設工事に係る入札に付す設計図書等についての積算疑義とする。ただし、中止となった入札は除くものとする。

(疑義申立者)

第8条 疑義申立てを行うことができる者は、当該建設工事の入札参加者のうち、設計単価入り設計書の閲覧を行った者に限る。

(疑義申立て手続)

第9条 入札参加者は、電子入札システム又は書面による落札者の決定の保留に係る通知(以下「保留通知書」という。)を発行した日(開札日を含む。)から3日後の正午までの期間において、設計単価入り設計書閲覧請求書(様式第1号)を市長に提出し、設計単価入り設計書を対象工事を所管する課(以下「工事担当課」という。)において閲覧することができる。この場合において、入札参加者は、発行済みの保留通知書を提示するものとする。

2 前項の規定による閲覧は、午前8時30分から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に限り、行うことができるものとする。ただし、保留通知書が発行した日(開札日を含む。)から3日後の日においては、正午までとする。

3 第1項の規定による閲覧を行った入札参加者は、積算疑義が生じた場合において、疑義申立書(様式第2号)を市長に提出することにより、保留通知書の発行した日(開札

日を含む。) から3日後の正午までの間に限り、疑義を申し立てることができる。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第10条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 入札前の公表された設計図書等により確認できるもの
- (4) 入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (5) その他当該入札に関係がないもの

(確認結果等の報告)

第11条 企画財政部財政課長(以下「財政課長」という。)は、疑義申立てがあった場合は、当該工事担当課長に、疑義申立ての内容の確認を依頼するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による依頼があったときは、疑義申立事項確認等報告書により、疑義申立期間が終了した日から3日後の午後5時までに財政課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期限までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を財政課長に書面により報告しなければならない。

(確認結果等の回答)

第12条 財政課長は、疑義申立てを行った者に対し、疑義申立期間終了日から起算して4日後に当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認結果回答書により回答する。

2 財政課長は、前条第2項ただし書による報告がなされた場合には、疑義申立てを行った者に対し、工事担当課長より、疑義申立事項確認等報告書による報告があった日の翌日に当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認結果回答書により回答する。

(疑義申立てへの対応)

第13条 次に掲げる疑義申立てがあった場合の入札の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第10条の規定により、疑義申立てとして取り扱わなかった場合 当該入札事務を続行する。
- (2) 疑義申立てによる設計単価入り設計書に誤りが確認できなかった場合 当該入札事務を続行する。

(3) 疑義申立てにより設計単価入り設計書に誤りが判明した場合 設計違算を補正し、設計し直した設計書によって、落札候補者に変更が生じない場合には、当該入札事務を続行する。

(4) 疑義申立てにより設計単価入り設計書に誤りが判明した場合 設計違算を補正し、設計し直した設計書によって、落札候補者に変更が生じる場合には、落札候補者を変更し当該入札事務を続行する。

2 疑義申立てにより金額入り設計書に設計違算が判明した場合には、入札参加者に設計違算の内容及び当該入札の効力について速やかに通知する。

(疑義申立てへの結果の公表)

第14条 財政課長は、疑義申立ての結果について市ホームページで公表する。

(期間の算定)

第15条 この告示による疑義申立ての手續に係る期間の算定については、袋井市の休日をも定める条例（平成17年袋井市条例第2号）第1条に規定する休日は算入しない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年5月1日から施行し、この告示の施行の日以後に公告又は指名する建設工事から適用する。